

徳島県告示第五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和六年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
148	中部山溪轟公園	海部郡海陽町平井字下谷八二番三地先	一〇五・四	令和六年十一月十九日